

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「設備運営基準」という。）は、園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備及び運営の向上)

第3条 知事は、神奈川県子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営（学級の編制及び職員に関する事項を含む。次条から第6条までにおいて同じ。）を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第5条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域住民に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

第6条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(学級の編制)

第7条 幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、原則として、35人以下とする。

3 第1項の学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することとする。

(職員)

第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあつては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人

2	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、保育士登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する場合を含む。）の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録をいう。以下この表において同じ。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。		
2 この表の1の項及び2の項に定める員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。		

- 4 園長が専任でない場合における前項の規定の適用については、原則として、同項中「右欄に定める員数」とあるのは、「右欄に定める員数を合算した数に1人を加えた数」とする。
- 5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。
- 6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
- (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員

一部改正〔平成27年条例74号・28年60号〕

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）

第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（園舎及び園庭）

第10条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 前項の園舎は、2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。
 - 3 次条第1項第2号の乳児室又はほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室及び同項第7号の便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が同条第7項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、同条第7項第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
 - 4 前項ただし書の規定により3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
 - 5 第1項の園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることとする。
 - 6 第1項の園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320+100×（学級数－2）平方メートル

- (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項各号の規定により算定した面積を合算した面積
- 7 第1項の園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎等に備えるべき設備)

第11条 前条第1項の園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備にあつては、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、第1号の職員室及び第5号の保健室並びに第3号の保育室及び第4号の遊戯室をそれぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備

(9) 手洗用設備

(10) 足洗用設備

2 前項第3号の保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下つてはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第23条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第6号の調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、20人未満の園児に対して当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、同項第6号の調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

5 第1項第8号の飲料水用設備は、同項第9号の手洗用設備又は同項第10号の足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 第1項第2号の乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 第1項第3号の保育室又は同項第4号の遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 保育室等を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号に掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は第2号から第8号までに掲げる要件にそれぞれ該当するものでなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

(2) 保育室等が設けられている階に応じ、常用又は避難用の区分ごとに、屋内階段、屋外階段その他の規則で定める設備が1以上設けられていること。

(3) 前号に規定する規則で定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 幼保連携型認定こども園の調理室（規則で定める要件のいずれかに該当するものを除く。以

下この号において同じ。)以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されているとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
- (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

8 第1項各号に掲げる設備のほか、幼保連携型認定こども園には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

(園具及び教具)

第12条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用するときの設備の基準)

第13条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合には、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用することができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

(履修困難な教科の学習)

第14条 幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況により履修することが困難な各教科がある場合には、当該園児の心身の状況に適合するようにこれを課さなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第15条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第16条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 幼保連携型認定こども園は、前項の支援の実施に当たっては、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(保護者との連絡)

- 第17条 園長は、園児の保護者と常に密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
(職員の知識及び技能の向上等)
- 第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
(園児を平等に取り扱う原則)
- 第19条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)
- 第20条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(懲戒に係る権限の濫用禁止)
- 第21条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(食事)
- 第22条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときには、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第13条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室と兼用している他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園は、食事の提供に当たっては、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立にしなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮しなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。
- 第23条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。
- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とする事。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画(園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。)に基づき食事を提供するよう努めること。
- (掲示)
- 第24条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
(秘密保持等)
- 第25条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第26条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関し、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年3月規則第21号で、同27年4月1日から施行)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間は、みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）の職員配置については、第8条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第10条から第12条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して5年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(既存の幼稚園又は保育所に関する特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第3項ただし書及び第7項第1号並びに第11条第6項及び第7項第1号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第3項ただし書	同条第7項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える						
第10条第7項第1号	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="491 1989 900 2065"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> </table>	学級数	面積	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="963 1868 1372 2065"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)平方</td> </tr> </table>	学級数	面積	2学級以下	330+30×(学級数-1)平方
学級数	面積							
学級数	面積							
2学級以下	330+30×(学級数-1)平方							

	<table border="1"> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td> </tr> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td> </tr> </table>		メートル	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル									
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル									
	メートル									
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル									
第11条第6項	<p>(2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 第1項第3号の保育室又は同項第4号の遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>(2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>								
第11条第7項第1号	建築基準法（昭和25年法律第201号）	建築基準法								

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第6項第1号及び第7項第1号並びに第11条第7項第1号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第6項第1号	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2 学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1 学級	180平方メートル	2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル	<p>(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項第3号の規定により算定した面積</p>
学級数	面積							
1 学級	180平方メートル							
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル							
第10条第7項第1号	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	<p>(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積							
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル							
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル							

第11条第7項第1号	耐火建築物	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）
------------	-------	---

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（前2項の規定により読み替えて適用する第10条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第8条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

追加〔平成28年条例60号〕

9 第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

追加〔平成28年条例60号〕

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

追加〔平成28年条例60号〕

11 前2項の規定により第8条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

追加〔平成28年条例60号〕

（検討）

12 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成28年条例60号〕

附 則（平成27年10月20日条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月1日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。